

軽度者に対する福祉用具貸与 Q&A

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 認定結果が出ていないため、申請が必要か判断できない。その間は自費になるのか？ | 新規申請や区分変更の場合は、暫定ケアプランを作成の上、ケアプランが確定してから可及的速やかに必要書類を揃えて申請を行い、市の確認で問題がなければ暫定ケアプランの開始日から遡って給付対象といたします。（提出は確定プランのみで構いませんが、市から暫定ケアプランも確認させていただく場合もあります。） この場合は自費になる可能性もあるため、被保険者と家族への十分な説明と、請求の面で福祉用具貸与事業とのやり取りが重要になります。 |
| 2 | 軽度者福祉用具貸与確認申請書に添付する主治医意見書は認定資料開示のものでも構わないか？ | 認定資料開示で得たもので構いませんが申請理由が（i）～（iii）のいずれに該当するか判断できるものに限ります。判断できない場合は意見書を依頼するか、医師に意見を聴取することになります。 |
| 3 | 担当介護支援専門員等が医師から所見を聴取した場合はなにを添付資料とすればよいか？ | 例としては支援経過やFAXなどでやり取りした文書を想定しています。いつ？どのように？誰に？確認したのかがわかるようお願いいたします。いずれの場合にも申請理由が（i）～（iii）のいずれに該当するか判断ができるものに限ります。 |
| 4 | 居宅介護支援事業所が変更になった、以前の事業所で申請済の場合、新たに申請が必要か？ | アセスメントの結果、ケアプランに変更がない場合は申請は不要となります。その場合でも変更前後の事業所間で以前の確認書類の写しを入手するなどの連携が必要になりますので、適切な措置をお願いいたします。 |
| 5 | 承認の有効期間はいつまでになるのか？ | 認定期間と同一となります。 |
| 6 | 申請が漏れてしまっていた場合、遡及はあるのか？ | 遡及対応は原則いたしません。しかし、被保険者の状態の急変等により福祉用具の早急な対応が必要な場合なども考えられますので、その時は事前に介護福祉課に相談をお願いいたします。 |
| 7 | コロナウイルスの特例により認定期間が延長となったが再度申請は必要か？ | 認定期間を延長した場合は不要といたします。 |